平成２１年（フ）第４１８号
神奈川県相模原市すすきの町16―28キャッスルマンション相模原202号、住民票上の住所神奈川県相模原市横山台２丁目18番４―206号
債務者　今野　　睦
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１２６号
石川県小松市矢田野町ヨ10―１　セジュール小松201号、従前の住所兵庫県西宮市芦原町３番33―502号
債務者　新井敦志こと　朴　　敦志
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１３９号
石川県加賀市合河町ホ88番地２
債務者　小原亜希子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第６９号
石川県羽咋市千石町ル113の２番地、住民票上の住所石川県羽咋郡宝達志水町今浜ヘ380番地３　サンコーポラス押水１号棟307号室
債務者　前田由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６６３号
愛知県高浜市碧海町２丁目１番地55
債務者　神谷　暁美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
岡山市南区千鳥町６番14号
債務者　西原　太勲
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１８号
岡山市南区千鳥町６番14号
債務者　西原　夏恵
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２号
長野県佐久市湯原1709番地１
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４６５号
青森県東津軽郡平内町大字浅所字浅所７番地24
債務者　三津谷晴美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
青森市大字新城字山田664番地　平和台団地ト棟２―１
債務者　鹿戸　博文
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
青森市沖館４丁目７番48号　鶴見荘10号
債務者　毛内　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
静岡県浜松市浜北区西美薗338番地の１
債務者　藤永マリ子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
栃木県下都賀郡都賀町大字富張1055番地
債務者　若林　伸明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２２号
青森県五所川原市字布屋町41番地　五所川原市立西北中央病院、住民票上の住所青森県つがる市牛潟町鷲野沢29番地280
債務者　鎌田　隆広
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
青森県つがる市富萢町屏風山１番地859
債務者　松橋　　芳
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係